

# 貯水槽水道及び飲用井戸等に係る衛生管理状況について

## 1. 調査内容

### (1) 簡易専用水道の衛生管理状況

水道法第34条の2で定められている簡易専用水道の管理の検査の受検状況、検査事項の不適合状況等について調査を行った。

### (2) 小規模貯水槽水道の衛生管理状況

小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>以下のもの）について、都道府県、すべての市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の条例・要綱等の制定状況、施設数並びに検査実施状況等の調査を行った。

### (3) 飲用井戸等の衛生管理状況

水道法の規制を受けない水道であって、人の飲用に用いられているものについて、厚生労働省では、飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年1月29日付衛水第12号、平成26年3月31日最終改正）において都道府県等に対して適正管理について通知している。また、条例、要綱等を制定する都道府県等についてはそれぞれの例規に基づき指導がなされている。条例・要綱等の制定状況、飲用井戸等の水質検査結果等について調査を行った。

## 2. 調査方法及び時期

都道府県の水道担当部局に対し簡易専用水道、小規模貯水槽水道及び飲用井戸について、平成29年度の衛生管理状況の調査を実施した。

平成29年度の簡易専用水道の検査実績については、都道府県から収集した簡易専用水道検査機関（地方公共団体の機関及び登録検査機関）による検査実績をもとに集計した。

## 3. 調査結果

### (1) 簡易専用水道

簡易専用水道の定期検査の実施施設数及び検査における指摘事項は表1-1、1-2に示すとおりである。また、特に衛生上問題があったために報告された施設についての指摘事項は表1-3-1及び表1-3-2、行政による立入検査数は表1-4、都道府県、保健所設置市、保健所設置市を除く市、特別区別の施設設置状況、検査実施状況等は表1-5、全国の施設数及び受検率の経年変化は図1-1のとおりである。

表1-1 簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
検査対象施設数	216,324	213,386	208,798	207,260	207,808
検査実施施設数	165,416	163,019	163,482	162,543	162,565
受検率	76.5%	76.4%	78.3%	78.4%	78.2%

注) 各都道府県、保健所設置市、保健所設置市を除く市、特別区毎の受検率は表1-5参照

表1-2 簡易専用水道の検査における不適合内容

		平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29		
検査指摘施設数		42,138	39,440	38,903	37,943	36,410		
検査指摘率		25.5%	24.2%	23.8%	23.3%	22.4%		
施設 の 外 観 査	水槽の周囲の状態	11.6%	11.8%	11.5%	11.3%	11.8%		
	受	受水槽本体の状態	15.8%	15.8%	15.3%	14.4%	14.2%	
		受水槽上部の状態	7.2%	7.5%	7.1%	7.8%	6.9%	
		受水槽内部の状態	11.6%	11.9%	12.0%	12.5%	12.5%	
	水	マンホールの状態	19.5%	20.5%	20.7%	20.4%	21.1%	
		オーバーフロー管の状態	7.6%	7.9%	8.1%	8.1%	7.9%	
		通気管の状態	10.9%	11.3%	11.5%	11.3%	10.9%	
	槽	水抜き管の状態	9.4%	9.9%	10.0%	9.8%	9.7%	
		高置	高置水槽本体の状態	8.7%	9.1%	8.5%	8.0%	7.8%
			高置水槽上部の状態	1.7%	1.9%	1.8%	2.0%	2.0%
	高置水槽内部の状態		7.7%	7.5%	7.5%	7.4%	7.7%	
	水	マンホールの状態	13.8%	14.2%	13.6%	12.6%	13.1%	
		オーバーフロー管の状態	4.8%	5.0%	4.8%	4.7%	4.3%	
		通気管の状態	12.3%	13.3%	13.3%	13.1%	13.1%	
水抜き管の状態		1.9%	2.0%	2.1%	2.0%	1.5%		
他	給水管等の状態	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%		
水質 検査	臭気	0.00%	0.07%	0.03%	0.01%	0.04%		
	味	0.00%	0.06%	0.01%	0.00%	0.02%		
	色	0.02%	0.08%	0.05%	0.05%	0.01%		
	色度	0.07%	0.09%	0.10%	0.12%	0.24%		
	濁度(濁りを含む)	0.03%	0.10%	0.14%	0.10%	0.23%		
	残留塩素	0.6%	0.5%	0.6%	0.9%	0.5%		
書類の整備保存の状況		31.7%	33.0%	35.1%	28.5%	27.5%		

注)

※1: 検査指摘施設数は、検査機関から上記 23 項目についての指摘を受けた施設数

※2: 検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

※3: 検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-3-1 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29		
報告施設数		694	575	732	1,167	1,260		
報告率		0.4%	0.4%	0.4%	0.7%	0.8%		
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	17.9%	17.0%	19.8%	9.6%	7.9%	
		受水槽本体の状態	36.9%	37.9%	36.1%	23.4%	22.0%	
		受水槽上部の状態	10.8%	10.4%	16.7%	7.8%	7.1%	
	水 槽	受水槽内部の状態	36.2%	48.2%	51.5%	45.4%	33.7%	
		マンホールの状態	34.4%	35.5%	34.4%	24.1%	20.5%	
		オーバーフロー管の状態	9.9%	9.4%	9.3%	14.6%	5.7%	
	高 置 水 槽	通気管の状態	14.1%	13.7%	15.2%	10.3%	10.0%	
		水抜き管の状態	6.8%	8.0%	8.1%	5.0%	6.7%	
		高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	14.6%	20.3%	21.3%	9.8%	11.3%
			高置水槽上部の状態	5.3%	3.5%	4.8%	1.5%	2.6%
		水 槽	高置水槽内部の状態	13.4%	15.1%	20.4%	18.0%	18.1%
			マンホールの状態	20.6%	18.8%	23.8%	13.1%	13.0%
			オーバーフロー管の状態	10.5%	5.0%	6.6%	3.6%	3.4%
			通気管の状態	13.1%	12.7%	16.3%	9.7%	9.8%
	他	水抜き管の状態	4.3%	1.6%	2.2%	0.9%	1.0%	
		給水管等の状態	3.0%	1.9%	4.5%	4.1%	2.2%	
	水 質 検 査	臭気	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	
		味	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	
色		0.0%	4.9%	0.5%	0.4%	0.2%		
色度		1.2%	0.9%	1.2%	0.6%	0.7%		
濁度(濁りを含む)		0.4%	0.5%	0.5%	0.3%	0.2%		
残留塩素		20.3%	14.6%	12.0%	9.6%	9.0%		
書類の整備保存の状況		19.3%	17.7%	23.0%	15.8%	22.5%		

注)

- ※1: 報告施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む。)施設数である。
- ※2: 報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。
- ※3: 検査項目別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-3-2 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
報告施設数		694	575	732	1,167	1,260
報告率		0.4%	0.4%	0.4%	0.7%	0.8%
内 訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	16.7%	15.5%	14.3%	12.3%	10.8%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	4.2%	4.7%	3.8%	4.2%	4.3%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	21.3%	15.3%	13.7%	9.0%	7.9%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	5.0%	6.1%	6.6%	4.5%	6.2%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	50.9%	61.2%	50.3%	36.1%	41.5%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	10.5%	12.2%	20.4%	34.0%	29.4%

注)

※1: 報告施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。

※2: 報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。

※3: 内訳別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-4 簡易専用水道における行政立入検査・指導数(平成 29 年度)

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県(以下を除く)	526	82	115	0
保健所設置市を除く市	638	371	299	13
保健所設置市	4,024	788	555	1
特別区	129	33	31	0
合計	5,317	1,274	1,000	14

表1-5 簡易専用水道の設置状況及び検査(平成29年度)

(都道府県(町村のみ))

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
北海道	670	409	61.0
青森県	183	169	92.3
岩手県	380	323	85.0
宮城県	606	408	67.3
秋田県	72	66	91.7
山形県	175	113	64.6
福島県	490	272	55.5
茨城県	323	247	76.5
栃木県	292	160	54.8
群馬県	351	279	79.5
埼玉県	606	476	78.5
千葉県	259	216	83.4
東京都	2,605	2,593	99.5
神奈川県	793	620	78.2
新潟県	178	125	70.2
富山県	40	37	92.5
石川県	126	100	79.4
福井県	88	64	72.7
山梨県	209	114	54.5
長野県	280	362	129.3
岐阜県	205	185	90.2
静岡県	486	372	76.5
愛知県	491	348	70.9
三重県	113	92	81.4
滋賀県	86	65	75.6
京都府	208	155	74.5
大阪府	223	181	81.2
兵庫県	291	267	91.8
奈良県	331	141	42.6
和歌山県	168	148	88.1
鳥取県	70	66	94.3
島根県	53	48	90.6
岡山県	102	99	97.1
広島県	222	210	94.6
山口県	26	24	92.3
徳島県	170	107	62.9
香川県	199	168	84.4
愛媛県	131	88	67.2
高知県	162	150	92.6
福岡県	471	369	78.3
佐賀県	151	144	95.4
長崎県	132	114	86.4
熊本県	106	81	76.4
大分県	38	34	89.5
宮崎県	116	86	74.1
鹿児島県	125	117	93.6
沖縄県	647	493	76.2
合計	14,249	11,505	80.7

(保健所設置市)

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
札幌市	3,377	2,615	77.4
函館市	439	345	78.6
小樽市	230	214	93.0
旭川市	441	324	73.5
青森市	437	387	88.6
盛岡市	814	563	69.2
仙台市	3,822	3,174	83.0
秋田市	520	441	84.8
郡山市	720	554	76.9
いわき市	479	398	83.1
宇都宮市	1,166	772	66.2
前橋市	565	360	63.7
高崎市	609	388	63.7
さいたま市	2,807	1,939	69.1
川越市	1,072	586	54.7
越谷市	474	313	66.0
千葉市	1,606	1,295	80.6
船橋市	968	813	84.0
柏市	581	520	89.5
八王子市	733	626	85.4
町田市	458	418	91.3
横浜市	6,735	6,223	92.4
川崎市	2,794	2,516	90.1
相模原市	1,118	1,027	91.9
横須賀市	490	424	86.5
藤沢市	893	507	56.8
新潟市	1,517	1,404	92.6
富山市	477	413	86.6
金沢市	504	472	93.7
長野市	492	418	85.0
岐阜市	427	385	90.2
静岡市	1,732	1,327	76.6
浜松市	1,095	950	86.8
名古屋市	5,262	4,684	89.0
豊橋市	571	318	55.7
岡崎市	597	473	79.2
豊田市	612	516	84.3
四日市市	260	0	0.0
大津市	697	540	77.5
京都市	3,604	3,219	89.3
大阪市	7,589	6,129	80.8
堺市	1,236	1,098	88.8
豊中市	764	668	87.4
高槻市	277	257	92.8
枚方市	810	575	71.0
東大阪市	896	734	81.9
神戸市	2,522	2,080	82.5
姫路市	1,151	1,055	91.7
尼崎市	1,147	706	61.6
西宮市	1,341	1,180	88.0
奈良市	672	576	85.7
和歌山市	682	619	90.8
岡山市	1,197	1,069	89.3
倉敷市	500	463	92.6
広島市	2,623	2,232	85.1
呉市	415	394	94.9
福山市	670	464	69.3
下関市	503	339	67.4
高松市	906	872	96.2
松山市	1,112	619	55.7
高知市	472	472	-
北九州市	2,612	1,662	63.6
福岡市	4,365	4,012	91.9
大牟田市	127	121	95.3
久留米市	352	224	63.6
長崎市	841	704	83.7
佐世保市	498	352	70.7
熊本市	1,235	1,087	88.0
大分市	842	750	89.1
宮崎市	521	454	87.1
鹿児島市	973	880	90.4
那覇市	1,920	880	45.8
合計	93,966	76,588	81.5

(保健所設置市を除く市)

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
北海道	室蘭市	102	74	72.5
北海道	釧路市	180	173	96.1
北海道	帯広市	120	113	94.2
北海道	北見市	61	51	83.6
北海道	夕張市	13	12	92.3
北海道	岩見沢市	66	66	100.0
北海道	網走市	41	40	97.6
北海道	留萌市	34	34	100.0
北海道	苫小牧市	236	180	76.3
北海道	稚内市	71	12	16.9
北海道	芦別市	11	11	100.0
北海道	江別市	123	106	86.2
北海道	赤平市	12	9	75.0
北海道	紋別市	24	14	58.3
北海道	士別市	22	22	100.0
北海道	名寄市	29	21	72.4
北海道	根室市	27	25	92.6
北海道	千歳市	143	143	100.0
北海道	滝川市	46	42	91.3
北海道	砂川市	9	9	100.0
北海道	歌志内市	6	6	100.0
北海道	深川市	0	0	-
北海道	富良野市	32	5	15.6
北海道	登別市	60	59	98.3
北海道	恵庭市	0	0	-
北海道	伊達市	17	10	58.8
北海道	北広島市	74	40	54.1
北海道	石狩市	53	0	0.0
北海道	北斗市	0	0	-
北海道	三笠市	16	6	37.5
青森県	弘前市	215	140	65.1
青森県	八戸市	239	230	96.2
青森県	黒石市	12	8	66.7
青森県	五所川原市	29	29	100.0
青森県	十和田市	56	43	76.8
青森県	三沢市	39	35	89.7
青森県	むつ市	39	39	100.0
青森県	つがる市	10	10	100.0
青森県	平川市	14	14	100.0
青森県	宮古市	64	41	64.1
岩手県	大船渡市	80	74	92.5
岩手県	花巻市	123	91	74.0
岩手県	北上市	123	118	95.9
岩手県	久慈市	30	30	100.0
岩手県	遠野市	28	17	60.7
岩手県	陸前高田市	32	11	34.4
岩手県	釜石市	47	47	100.0
岩手県	二戸市	34	34	100.0
岩手県	八幡平市	32	28	87.5
岩手県	滝沢市	49	35	71.4
岩手県	一関市	178	117	65.7
宮城県	石巻市	346	137	39.6
宮城県	塩竈市	93	52	55.9
宮城県	気仙沼市	150	85	56.7
宮城県	白石市	40	27	67.5

(保健所設置市を除く市)

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
宮城県	名取市	138	83	60.1
宮城県	角田市	39	25	64.1
宮城県	多賀城市	150	94	62.7
宮城県	岩沼市	82	52	63.4
宮城県	登米市	76	59	77.6
宮城県	栗原市	85	68	80.0
宮城県	東松島市	35	45	128.6
宮城県	大崎市	186	98	52.7
秋田県	能代市	66	65	98.5
秋田県	横手市	75	66	88.0
秋田県	大館市	85	82	96.5
秋田県	男鹿市	36	30	83.3
秋田県	湯沢市	39	39	100.0
秋田県	鹿角市	30	28	93.3
秋田県	由利本荘市	67	67	100.0
秋田県	潟上市	18	17	94.4
秋田県	大仙市	52	52	100.0
秋田県	北秋田市	26	25	96.2
秋田県	にかほ市	26	20	76.9
秋田県	仙北市	31	26	83.9
山形県	山形市	438	305	69.6
山形県	米沢市	116	19	16.4
山形県	鶴岡市	118	89	75.4
山形県	酒田市	0	0	-
山形県	新庄市	0	0	-
山形県	寒河江市	40	30	75.0
山形県	上山市	35	33	94.3
山形県	村山市	11	9	81.8
山形県	長井市	21	21	100.0
山形県	天童市	88	60	68.2
山形県	南陽市	22	19	86.4
福島県	福島市	639	424	66.4
福島県	会津若松市	288	193	67.0
福島県	白河市	68	51	75.0
福島県	須賀川市	88	69	78.4
福島県	喜多方市	44	30	68.2
福島県	相馬市	52	25	48.1
福島県	二本松市	73	49	67.1
福島県	田村市	18	14	77.8
福島県	南相馬市	117	4	3.4
福島県	伊達市	44	35	79.5
福島県	本宮市	46	36	78.3
茨城県	水戸市	533	407	76.4
茨城県	日立市	142	111	78.2
茨城県	土浦市	252	176	69.8
茨城県	古河市	143	113	79.0
茨城県	石岡市	58	58	100.0
茨城県	結城市	45	36	80.0
茨城県	龍ヶ崎市	68	60	88.2
茨城県	下妻市	44	29	65.9
茨城県	常総市	67	38	56.7
茨城県	常陸太田市	67	39	58.2
茨城県	高萩市	39	34	87.2
茨城県	北茨城市	54	41	75.9
茨城県	笠間市	93	66	71.0

(保健所設置市を除く市)

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
茨城県	取手市	114	104	91.2
茨城県	牛久市	63	56	88.9
茨城県	つくば市	368	305	82.9
茨城県	ひたちなか市	225	170	75.6
茨城県	鹿嶋市	73	54	74.0
茨城県	潮来市	27	27	100.0
茨城県	守谷市	55	55	100.0
茨城県	常陸大宮市	54	44	81.5
茨城県	那珂市	51	38	74.5
茨城県	筑西市	74	59	79.7
茨城県	坂東市	53	38	71.7
茨城県	稲敷市	46	29	63.0
茨城県	かすみがうら市	53	28	52.8
茨城県	桜川市	35	29	82.9
茨城県	神栖市	137	88	64.2
茨城県	行方市	28	25	89.3
茨城県	鉾田市	36	28	77.8
茨城県	つくばみらい市	53	29	54.7
茨城県	小美玉市	42	29	69.0
栃木県	足利市	184	147	79.9
栃木県	栃木市	186	132	71.0
栃木県	佐野市	161	102	63.4
栃木県	鹿沼市	101	65	64.4
栃木県	日光市	214	109	50.9
栃木県	小山市	212	123	58.0
栃木県	真岡市	110	58	52.7
栃木県	大田原市	99	62	62.6
栃木県	矢板市	59	9	15.3
栃木県	那須塩原市	283	129	45.6
栃木県	さくら市	57	27	47.4
栃木県	那須烏山市	25	13	52.0
栃木県	下野市	82	43	52.4
群馬県	桐生市	133	2	1.5
群馬県	伊勢崎市	230	164	71.3
群馬県	太田市	105	86	81.9
群馬県	沼田市	47	1	2.1
群馬県	館林市	108	106	98.1
群馬県	渋川市	74	74	100.0
群馬県	藤岡市	58	43	74.1
群馬県	富岡市	86	1	1.2
群馬県	みどり市	46	46	100.0
群馬県	安中市	84	62	73.8
埼玉県	ふじみ野市	304	160	52.6
埼玉県	羽生市	76	56	73.7
埼玉県	桶川市	104	79	76.0
埼玉県	加須市	119	93	78.2
埼玉県	吉川市	90	65	72.2
埼玉県	久喜市	219	145	66.2
埼玉県	狭山市	319	191	59.9
埼玉県	熊谷市	373	270	72.4
埼玉県	戸田市	423	340	80.4
埼玉県	幸手市	70	48	68.6
埼玉県	行田市	91	59	64.8
埼玉県	鴻巣市	162	131	80.9
埼玉県	坂戸市	169	134	79.3

(保健所設置市を除く市)

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
埼玉県	三郷市	207	149	72.0
埼玉県	志木市	164	89	54.3
埼玉県	春日部市	364	258	70.9
埼玉県	所沢市	616	438	71.1
埼玉県	上尾市	304	214	70.4
埼玉県	新座市	374	211	56.4
埼玉県	深谷市	216	126	58.3
埼玉県	川口市	1579	1131	71.6
埼玉県	草加市	410	327	79.8
埼玉県	秩父市	92	63	68.5
埼玉県	朝霞市	399	307	76.9
埼玉県	鶴ヶ島市	157	122	77.7
埼玉県	東松山市	154	100	64.9
埼玉県	日高市	53	41	77.4
埼玉県	入間市	294	203	69.0
埼玉県	白岡市	62	46	74.2
埼玉県	八潮市	130	84	64.6
埼玉県	飯能市	152	119	78.3
埼玉県	富士見市	198	140	70.7
埼玉県	北本市	103	73	70.9
埼玉県	本庄市	125	84	67.2
埼玉県	蓮田市	56	40	71.4
埼玉県	和光市	231	173	74.9
埼玉県	蕨市	237	141	59.5
千葉県	銚子市	64	42	65.6
千葉県	浦安市	277	129	46.6
千葉県	市川市	719	540	75.1
千葉県	館山市	77	52	67.5
千葉県	木更津市	143	127	88.8
千葉県	松戸市	771	587	76.1
千葉県	野田市	137	123	89.8
千葉県	茂原市	108	103	95.4
千葉県	成田市	199	149	74.9
千葉県	佐倉市	307	226	73.6
千葉県	東金市	55	49	89.1
千葉県	旭市	49	42	85.7
千葉県	習志野市	320	291	90.9
千葉県	勝浦市	51	24	47.1
千葉県	市原市	289	269	93.1
千葉県	流山市	223	181	81.2
千葉県	八千代市	181	124	68.5
千葉県	我孫子市	168	139	82.7
千葉県	鴨川市	72	66	91.7
千葉県	鎌ヶ谷市	84	72	85.7
千葉県	君津市	98	85	86.7
千葉県	富津市	57	50	87.7
千葉県	四街道市	84	76	90.5
千葉県	八街市	30	0	0.0
千葉県	印西市	101	96	95.0
千葉県	白井市	46	40	87.0
千葉県	富里市	49	39	79.6
千葉県	南房総市	57	46	80.7
千葉県	匝瑳市	33	33	100.0
千葉県	香取市	74	67	90.5
千葉県	山武市	0	0	-

(保健所設置市を除く市)

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
千葉県	いすみ市	38	34	89.5
千葉県	大網白里市	32	32	100.0
千葉県	袖ヶ浦市	57	54	94.7
東京都	立川市	354	330	93.2
東京都	武蔵野市	320	271	84.7
東京都	三鷹市	286	224	78.3
東京都	青梅市	197	188	95.4
東京都	府中市	407	370	90.9
東京都	昭島市	167	155	92.8
東京都	調布市	377	288	76.4
東京都	小金井市	152	136	89.5
東京都	小平市	234	217	92.7
東京都	日野市	166	153	92.2
東京都	東村山市	190	176	92.6
東京都	国分寺市	133	133	100.0
東京都	国立市	111	105	94.6
東京都	福生市	74	70	94.6
東京都	狛江市	69	63	91.3
東京都	東大和市	78	77	98.7
東京都	清瀬市	93	89	95.7
東京都	東久留米市	143	128	89.5
東京都	武蔵村山市	38	38	100.0
東京都	多摩市	184	161	87.5
東京都	稲城市	84	64	76.2
東京都	羽村市	96	88	91.7
東京都	あきる野市	54	53	98.1
東京都	西東京市	268	248	92.5
神奈川県	平塚市	491	324	66.0
神奈川県	鎌倉市	249	133	53.4
神奈川県	小田原市	288	246	85.4
神奈川県	茅ヶ崎市	268	233	86.9
神奈川県	逗子市	89	78	87.6
神奈川県	三浦市	72	43	59.7
神奈川県	秦野市	253	178	70.4
神奈川県	厚木市	426	176	41.3
神奈川県	大和市	436	257	58.9
神奈川県	伊勢原市	154	32	20.8
神奈川県	海老名市	283	180	63.6
神奈川県	座間市	250	210	84.0
神奈川県	南足柄市	42	36	85.7
神奈川県	綾瀬市	122	104	85.2
新潟県	長岡市	394	303	76.9
新潟県	三条市	115	93	80.9
新潟県	柏崎市	132	100	75.8
新潟県	新発田市	150	84	56.0
新潟県	小千谷市	35	31	88.6
新潟県	加茂市	29	29	100.0
新潟県	十日町市	75	42	56.0
新潟県	見附市	28	28	100.0
新潟県	村上市	66	52	78.8
新潟県	燕市	66	59	89.4
新潟県	糸魚川市	37	31	83.8
新潟県	妙高市	73	46	63.0
新潟県	五泉市	36	30	83.3
新潟県	上越市	187	155	82.9

(保健所設置市を除く市)

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
新潟県	阿賀野市	44	36	81.8
新潟県	佐渡市	90	64	71.1
新潟県	魚沼市	37	32	86.5
新潟県	南魚沼市	65	53	81.5
新潟県	胎内市	33	27	81.8
富山県	高岡市	121	99	81.8
富山県	魚津市	30	30	100.0
富山県	氷見市	43	41	95.3
富山県	滑川市	29	28	96.6
富山県	黒部市	23	19	82.6
富山県	砺波市	45	38	84.4
富山県	小矢部市	17	17	100.0
富山県	南砺市	50	50	100.0
富山県	射水市	111	95	85.6
石川県	七尾市	76	45	59.2
石川県	小松市	123	88	71.5
石川県	輪島市	22	15	68.2
石川県	珠洲市	15	10	66.7
石川県	加賀市	117	69	59.0
石川県	羽咋市	15	12	80.0
石川県	かほく市	10	10	100.0
石川県	白山市	47	40	85.1
石川県	能美市	40	32	80.0
石川県	野々市市	50	46	92.0
福井県	坂井市	62	62	-
福井県	福井市	242	232	95.9
福井県	敦賀市	68	56	82.4
福井県	小浜市	26	23	88.5
福井県	大野市	7	5	71.4
福井県	勝山市	10	10	100.0
福井県	鯖江市	80	31	38.8
福井県	あわら市	53	35	66.0
福井県	越前市	43	34	79.1
山梨県	甲府市	498	426	85.5
山梨県	富士吉田市	79	44	55.7
山梨県	都留市	75	10	13.3
山梨県	大月市	41	29	70.7
山梨県	韭崎市	48	48	100.0
山梨県	南アルプス市	81	51	63.0
山梨県	北杜市	131	59	45.0
山梨県	甲斐市	99	49	49.5
山梨県	笛吹市	87	57	65.5
山梨県	甲州市	47	20	42.6
山梨県	中央市	15	5	33.3
山梨県	上野原市	32	23	71.9
長野県	松本市	299	260	87.0
長野県	上田市	185	139	75.1
長野県	岡谷市	57	57	100.0
長野県	飯田市	51	42	82.4
長野県	諏訪市	77	73	94.8
長野県	須坂市	96	37	38.5
長野県	小諸市	58	37	63.8
長野県	伊那市	51	48	94.1
長野県	駒ヶ根市	16	16	100.0
長野県	中野市	27	23	85.2



(保健所設置市を除く市)

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
長野県	大町市	16	14	87.5
長野県	飯山市	17	17	-
長野県	茅野市	76	48	63.2
長野県	塩尻市	67	60	89.6
長野県	佐久市	98	97	99.0
長野県	千曲市	43	34	79.1
長野県	東御市	40	27	67.5
長野県	安曇野市	65	46	70.8
岐阜県	大垣市	132	121	91.7
岐阜県	高山市	96	77	80.2
岐阜県	多治見市	157	136	86.6
岐阜県	関市	83	83	100.0
岐阜県	中津川市	77	70	90.9
岐阜県	美濃市	21	21	100.0
岐阜県	瑞浪市	39	36	92.3
岐阜県	羽島市	40	36	90.0
岐阜県	恵那市	66	57	86.4
岐阜県	美濃加茂市	51	49	96.1
岐阜県	土岐市	52	48	92.3
岐阜県	各務原市	121	121	100.0
岐阜県	可児市	93	81	87.1
岐阜県	山県市	10	10	100.0
岐阜県	瑞穂市	30	30	100.0
岐阜県	飛騨市	30	23	76.7
岐阜県	本巣市	26	22	84.6
岐阜県	郡上市	28	27	96.4
岐阜県	下呂市	41	34	82.9
岐阜県	海津市	23	19	82.6
静岡県	沼津市	495	340	68.7
静岡県	熱海市	249	210	84.3
静岡県	三島市	267	188	70.4
静岡県	富士宮市	176	106	60.2
静岡県	伊東市	150	100	66.7
静岡県	島田市	101	76	75.2
静岡県	富士市	257	257	100.0
静岡県	磐田市	187	157	84.0
静岡県	焼津市	211	162	76.8
静岡県	掛川市	203	167	82.3
静岡県	藤枝市	195	139	71.3
静岡県	御殿場市	185	130	70.3
静岡県	袋井市	137	90	65.7
静岡県	下田市	61	38	62.3
静岡県	裾野市	77	59	76.6
静岡県	湖西市	88	66	75.0
静岡県	伊豆市	67	43	64.2
静岡県	御前崎市	57	47	82.5
静岡県	菊川市	74	56	75.7
静岡県	伊豆の国市	88	65	73.9
静岡県	牧之原市	66	53	80.3
愛知県	一宮市	419	277	66.1
愛知県	瀬戸市	187	150	80.2
愛知県	半田市	158	133	84.2
愛知県	春日井市	467	335	71.7
愛知県	豊川市	182	151	83.0
愛知県	津島市	82	66	80.5

(保健所設置市を除く市)

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
愛知県	碧南市	80	63	78.8
愛知県	刈谷市	284	244	85.9
愛知県	安城市	471	299	63.5
愛知県	西尾市	129	94	72.9
愛知県	蒲郡市	106	75	70.8
愛知県	犬山市	93	75	80.6
愛知県	常滑市	80	56	70.0
愛知県	江南市	97	94	96.9
愛知県	小牧市	296	166	56.1
愛知県	稲沢市	199	128	64.3
愛知県	新城市	47	47	100.0
愛知県	東海市	176	119	67.6
愛知県	大府市	144	129	89.6
愛知県	知多市	86	67	77.9
愛知県	知立市	116	93	80.2
愛知県	尾張旭市	156	127	81.4
愛知県	高浜市	63	44	69.8
愛知県	岩倉市	69	49	71.0
愛知県	豊明市	109	83	76.1
愛知県	日進市	162	110	67.9
愛知県	田原市	72	63	87.5
愛知県	愛西市	42	33	78.6
愛知県	清須市	81	23	28.4
愛知県	名古屋屋市	75	70	93.3
愛知県	弥富市	77	39	50.6
愛知県	みよし市	60	15	25.0
愛知県	あま市	63	63	100.0
愛知県	長久手市	80	62	77.5
三重県	津市	469	277	59.1
三重県	伊勢市	120	0	0.0
三重県	松阪市	157	121	77.1
三重県	桑名市	254	169	66.5
三重県	鈴鹿市	228	209	91.7
三重県	名張市	122	64	52.5
三重県	尾鷲市	17	17	100.0
三重県	亀山市	56	0	0.0
三重県	鳥羽市	67	33	49.3
三重県	熊野市	16	2	12.5
三重県	いなべ市	27	17	63.0
三重県	志摩市	111	59	53.2
三重県	伊賀市	98	42	42.9
滋賀県	彦根市	200	159	79.5
滋賀県	長浜市	125	95	76.0
滋賀県	近江八幡市	241	94	39.0
滋賀県	草津市	463	326	70.4
滋賀県	守山市	117	105	89.7
滋賀県	栗東市	212	17	8.0
滋賀県	甲賀市	122	85	69.7
滋賀県	野洲市	86	76	88.4
滋賀県	湖南市	156	62	39.7
滋賀県	高島市	58	45	77.6
滋賀県	東近江市	118	83	70.3
滋賀県	米原市	52	32	61.5
京都府	福知山市	155	93	60.0
京都府	舞鶴市	166	79	47.6

(保健所設置市を除く市)

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
京都府	綾部市	55	40	72.7
京都府	宇治市	424	306	72.2
京都府	宮津市	42	40	95.2
京都府	亀岡市	116	76	65.5
京都府	城陽市	79	69	87.3
京都府	向日市	97	27	27.8
京都府	長岡京市	139	130	93.5
京都府	八幡市	81	52	64.2
京都府	京田辺市	157	132	84.1
京都府	京丹後市	62	38	61.3
京都府	南丹市	59	34	57.6
京都府	木津川市	76	64	84.2
大阪府	岸和田市	336	247	73.5
大阪府	池田市	311	190	61.1
大阪府	吹田市	676	593	87.7
大阪府	泉大津市	169	102	60.4
大阪府	貝塚市	161	133	82.6
大阪府	守口市	309	180	58.3
大阪府	茨木市	656	408	62.2
大阪府	八尾市	387	252	65.1
大阪府	泉佐野市	218	153	70.2
大阪府	富田林市	174	131	75.3
大阪府	寝屋川市	359	291	81.1
大阪府	河内長野市	159	123	77.4
大阪府	松原市	145	124	85.5
大阪府	大東市	180	120	66.7
大阪府	和泉市	341	225	66.0
大阪府	箕面市	225	165	73.3
大阪府	柏原市	116	85	73.3
大阪府	羽曳野市	113	98	86.7
大阪府	門真市	291	144	49.5
大阪府	摂津市	133	97	72.9
大阪府	高石市	119	105	88.2
大阪府	藤井寺市	92	78	84.8
大阪府	泉南市	76	59	77.6
大阪府	四條畷市	80	36	45.0
大阪府	交野市	82	75	91.5
大阪府	大阪狭山市	130	101	77.7
大阪府	阪南市	49	44	89.8
兵庫県	明石市	719	541	75.2
兵庫県	洲本市	60	49	81.7
兵庫県	芦屋市	440	425	96.6
兵庫県	伊丹市	374	334	89.3
兵庫県	相生市	58	55	94.8
兵庫県	豊岡市	140	64	45.7
兵庫県	加古川市	351	277	78.9
兵庫県	赤穂市	76	75	98.7
兵庫県	西脇市	50	46	92.0
兵庫県	宝塚市	464	435	93.8
兵庫県	三木市	100	100	-
兵庫県	高砂市	86	86	100.0
兵庫県	川西市	287	263	91.6
兵庫県	小野市	81	75	92.6
兵庫県	三田市	238	223	93.7
兵庫県	加西市	73	59	80.8

(保健所設置市を除く市)

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
兵庫県	篠山市	56	39	69.6
兵庫県	養父市	26	19	73.1
兵庫県	丹波市	63	63	100.0
兵庫県	南あわじ市	52	46	88.5
兵庫県	朝来市	22	22	100.0
兵庫県	淡路市	67	51	76.1
兵庫県	宍粟市	15	15	100.0
兵庫県	加東市	96	55	57.3
兵庫県	たつの市	98	82	83.7
奈良県	大和高田市	106	77	72.6
奈良県	大和郡山市	151	129	85.4
奈良県	天理市	223	203	91.0
奈良県	橿原市	190	139	73.2
奈良県	桜井市	76	66	86.8
奈良県	五條市	30	17	56.7
奈良県	御所市	27	25	92.6
奈良県	生駒市	171	165	96.5
奈良県	香芝市	85	56	65.9
奈良県	葛城市	38	28	73.7
奈良県	宇陀市	27	22	81.5
和歌山県	海南市	46	46	100.0
和歌山県	橋本市	59	58	98.3
和歌山県	有田市	14	14	100.0
和歌山県	御坊市	34	34	100.0
和歌山県	田辺市	61	0	0.0
和歌山県	新宮市	25	25	100.0
和歌山県	紀の川市	36	0	0.0
和歌山県	岩出市	66	66	100.0
鳥取県	鳥取市	371	339	91.4
鳥取県	米子市	280	248	88.6
鳥取県	倉吉市	66	65	98.5
鳥取県	松江市	425	317	74.6
鳥取県	浜田市	92	85	92.4
鳥取県	出雲市	202	202	100.0
鳥取県	益田市	60	51	85.0
鳥取県	大田市	39	34	87.2
鳥取県	安来市	32	28	87.5
鳥取県	江津市	24	22	91.7
鳥取県	雲南市	25	23	92.0
岡山県	津山市	91	83	91.2
岡山県	玉野市	56	54	96.4
岡山県	笠岡市	53	45	84.9
岡山県	井原市	21	21	100.0
岡山県	総社市	46	46	100.0
岡山県	高梁市	32	28	87.5
岡山県	新見市	16	16	100.0
岡山県	備前市	42	36	85.7
岡山県	瀬戸内市	20	20	100.0
岡山県	赤磐市	14	14	100.0
岡山県	真庭市	25	17	68.0
岡山県	美作市	30	24	80.0
岡山県	浅口市	20	20	100.0
広島県	竹原市	53	40	75.5
広島県	三原市	184	147	79.9
広島県	尾道市	217	178	82.0

(保健所設置市を除く市)

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
広島県	府中市	39	32	82.1
広島県	三次市	73	66	90.4
広島県	庄原市	64	43	67.2
広島県	大竹市	37	33	89.2
広島県	東広島市	338	229	67.8
広島県	廿日市市	201	180	89.6
広島県	安芸高田市	27	19	70.4
広島県	江田島市	10	10	100.0
山口県	宇部市	143	98	68.5
山口県	山口市	248	163	65.7
山口県	萩市	42	32	76.2
山口県	防府市	154	67	43.5
山口県	下松市	57	47	82.5
山口県	岩国市	114	84	73.7
山口県	光市	23	23	100.0
山口県	長門市	24	21	87.5
山口県	柳井市	22	22	100.0
山口県	美祢市	37	17	45.9
山口県	周南市	205	152	74.1
山口県	山陽小野田市	47	32	68.1
徳島県	徳島市	679	359	52.9
徳島県	鳴門市	89	43	48.3
徳島県	小松島市	36	20	55.6
徳島県	阿南市	74	47	63.5
徳島県	吉野川市	17	17	-
徳島県	阿波市	16	16	-
徳島県	美馬市	43	18	41.9
徳島県	三好市	41	24	58.5
香川県	丸亀市	196	116	59.2
香川県	坂出市	101	88	87.1
香川県	善通寺市	47	30	63.8
香川県	観音寺市	76	57	75.0
香川県	さぬき市	69	44	63.8
香川県	東かがわ市	44	38	86.4
香川県	三豊市	46	35	76.1
愛媛県	今治市	227	169	74.4
愛媛県	宇和島市	110	74	67.3
愛媛県	八幡浜市	60	28	46.7
愛媛県	新居浜市	210	167	79.5
愛媛県	西条市	72	53	73.6
愛媛県	大洲市	100	32	32.0
愛媛県	伊予市	48	35	72.9
愛媛県	四国中央市	117	57	48.7
愛媛県	西予市	33	17	51.5
愛媛県	東温市	66	27	40.9
高知県	安芸市	14	14	100.0
高知県	土佐市	23	23	100.0
高知県	須崎市	30	29	96.7
高知県	土佐清水市	25	16	64.0
高知県	四万十市	0	0	-
高知県	室戸市	9	9	100.0
福岡県	直方市	53	41	77.4
福岡県	飯塚市	217	156	71.9
福岡県	田川市	82	48	58.5
福岡県	柳川市	70	37	52.9

(保健所設置市を除く市)

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
福岡県	八女市	22	17	77.3
福岡県	筑後市	33	32	97.0
福岡県	大川市	67	45	67.2
福岡県	行橋市	117	59	50.4
福岡県	豊前市	23	18	78.3
福岡県	中間市	53	34	64.2
福岡県	小郡市	35	26	74.3
福岡県	筑紫野市	219	134	61.2
福岡県	春日市	296	168	56.8
福岡県	大野城市	275	195	70.9
福岡県	宗像市	77	63	81.8
福岡県	太宰府市	0	0	-
福岡県	古賀市	100	67	67.0
福岡県	福津市	73	67	91.8
福岡県	うきは市	0	0	-
福岡県	宮若市	18	3	16.7
福岡県	嘉麻市	44	19	43.2
福岡県	朝倉市	0	0	-
福岡県	みやま市	33	21	63.6
福岡県	糸島市	107	77	72.0
佐賀県	佐賀市	535	368	68.8
佐賀県	唐津市	162	153	94.4
佐賀県	鳥栖市	120	111	92.5
佐賀県	多久市	22	21	95.5
佐賀県	伊万里市	68	66	97.1
佐賀県	武雄市	84	66	78.6
佐賀県	鹿島市	31	27	87.1
佐賀県	小城市	38	32	84.2
佐賀県	嬉野市	31	12	38.7
佐賀県	神埼市	34	34	100.0
長崎県	島原市	27	24	88.9
長崎県	諫早市	141	112	79.4
長崎県	大村市	119	109	91.6
長崎県	平戸市	41	29	70.7
長崎県	松浦市	32	29	90.6
長崎県	対馬市	42	42	100.0
長崎県	壱岐市	23	16	69.6
長崎県	五島市	33	32	97.0
長崎県	西海市	19	19	100.0
長崎県	雲仙市	29	26	89.7
長崎県	南島原市	12	12	100.0
熊本県	八代市	45	45	100.0
熊本県	人吉市	73	43	58.9
熊本県	荒尾市	33	33	100.0
熊本県	水俣市	25	17	68.0
熊本県	玉名市	29	29	100.0
熊本県	菊池市	0	0	-
熊本県	宇土市	9	9	100.0
熊本県	上天草市	8	8	100.0
熊本県	宇城市	23	5	21.7
熊本県	阿蘇市	15	14	93.3
熊本県	天草市	41	41	100.0
熊本県	合志市	0	0	-
大分県	別府市	357	203	56.9
大分県	中津市	73	68	93.2

(保健所設置市を除く市)

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
大分県	日田市	59	54	91.5
大分県	佐伯市	49	45	91.8
大分県	臼杵市	39	37	94.9
大分県	津久見市	7	7	100.0
大分県	竹田市	18	18	100.0
大分県	豊後高田市	14	14	100.0
大分県	杵築市	7	7	100.0
大分県	宇佐市	35	35	100.0
大分県	豊後大野市	19	19	100.0
大分県	由布市	37	36	97.3
大分県	国東市	23	22	95.7
宮崎県	都城市	94	64	68.1
宮崎県	延岡市	124	86	69.4
宮崎県	日南市	65	29	44.6
宮崎県	小林市	17	17	100.0
宮崎県	日向市	79	46	58.2
宮崎県	串間市	10	2	20.0
宮崎県	西都市	16	9	56.3
宮崎県	えびの市	10	8	80.0
鹿児島県	鹿屋市	66	64	97.0
鹿児島県	枕崎市	11	9	81.8
鹿児島県	阿久根市	22	22	100.0
鹿児島県	出水市	43	40	93.0
鹿児島県	指宿市	40	38	95.0
鹿児島県	西之表市	22	22	100.0
鹿児島県	垂水市	10	9	90.0
鹿児島県	薩摩川内市	106	99	93.4
鹿児島県	日置市	39	33	84.6
鹿児島県	曾於市	13	13	100.0
鹿児島県	霧島市	157	149	94.9
鹿児島県	いちき串木野市	21	21	100.0
鹿児島県	南さつま市	38	37	97.4
鹿児島県	志布志市	23	23	100.0
鹿児島県	奄美市	69	68	98.6
鹿児島県	南九州市	11	11	100.0
鹿児島県	伊佐市	16	15	93.8
鹿児島県	始良市	44	43	97.7
沖縄県	宜野湾市	196	178	90.8
沖縄県	石垣市	83	83	100.0
沖縄県	浦添市	274	250	91.2
沖縄県	名護市	130	116	89.2
沖縄県	糸満市	104	101	97.1
沖縄県	沖縄市	225	188	83.6
沖縄県	豊見城市	93	93	100.0
沖縄県	うるま市	153	130	85.0
沖縄県	宮古島市	86	83	96.5
沖縄県	南城市	62	50	80.6
合計		82,242	61,022	74.2

(特別区)			
	検査対象施設数	把握検査実施施設数※	把握受検率※(%)
千代田区	914	715	78.2
中央区	1,415	1,042	73.6
港区	1,265	1,188	93.9
新宿区	1,553	575	37.0
文京区	411	303	73.7
台東区	512	409	79.9
墨田区	501	263	52.5
江東区	1,044	863	82.7
品川区	795	588	74.0
目黒区	319	272	85.3
大田区	817	784	96.0
世田谷区	837	820	98.0
渋谷区	1,055	694	65.8
中野区	358	259	72.3
杉並区	405	368	90.9
豊島区	639	451	70.6
北区	454	430	94.7
荒川区	302	258	85.4
板橋区	796	715	89.8
練馬区	782	635	81.2
足立区	821	771	93.9
葛飾区	646	494	76.5
江戸川区	710	553	77.9
合計	17,351	13,450	77.5

(合計)				
	検査対象施設数	把握検査実施施設数※	把握受検率※(%)	(参考)平成 28
都道府県	14,249	11,505	80.7	78.4
保健所設置市	93,966	76,588	81.5	83.4
保健所設置市を除く市	82,242	61,022	74.2	73.0
特別区	17,351	13,450	77.5	77.7
合計	207,808	162,565	78.2	78.4
(参考)平成 28	207,260	162,543	78.4	

注1 把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合があります。

注2 施設数の着色となっている市は検査対象施設数の回答がなかったため、検査実施施設数を検査対象施設数と見なした。

注3 保健所設置市に移行した八戸市、茅ヶ崎市、福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市については保健所設置市以外の市として計上した。

注4 特別区内のビル管理法の適用のある簡易専用水道の一部(延べ面積 10,000m<sup>2</sup>以上)については、東京都分として計上した。

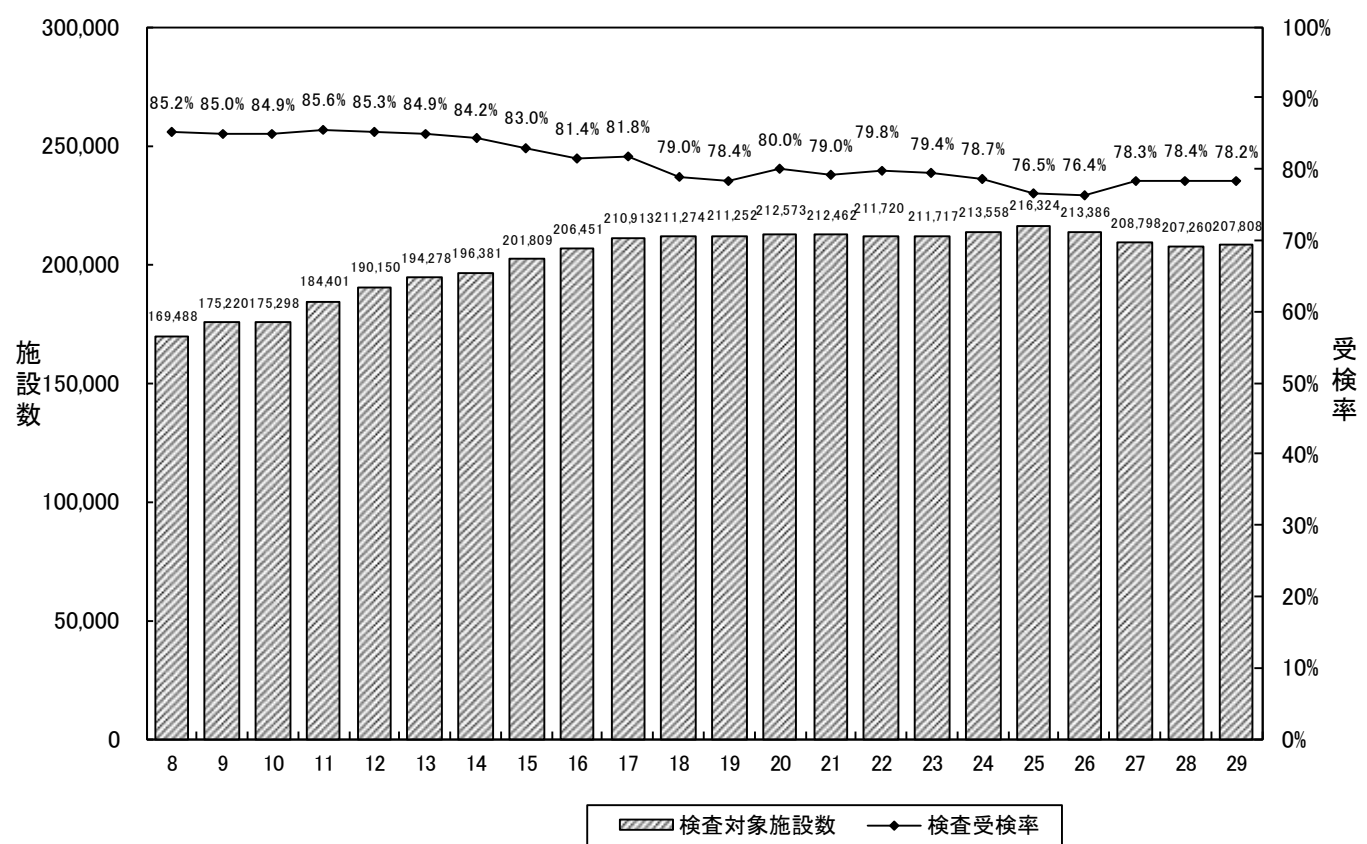


図1-1 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

※ 平成20年度までの検査対象施設数及び検査受検率については、都道府県等が把握している検査を実施した施設数及び簡易専用水道検査機関から収集した検査実績をもとに厚生労働省で集計した。平成21年度以降の検査対象施設数及び検査受検率については、都道府県等の取組を明確にするため、都道府県等が把握している検査を実施した施設数を集計している。

## ○ 衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報に係る情報共有の調査結果

衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報に係る情報共有について、保健所設置市、保健所設置市を除く市、特別区の状況を図1-2に示す。平成25年4月1日に都道府県から権限の移譲があった保健所設置市を除く市は、25%が未回答であり、28%が情報共有を未実施であった。衛生行政担当部局と水道事業者の間で、施設所在地情報の共有化を促進し、衛生行政担当部局において受験指導を効果的に行うことで法定検査受検率向上の推進をお願いしたい。

また、各施設の状況を把握するために、登録検査機関の協力による代行報告を活用し、併せて、法定検査未受検施設に対する指導等を徹底することにより管理水準の向上の推進をお願いしたい。

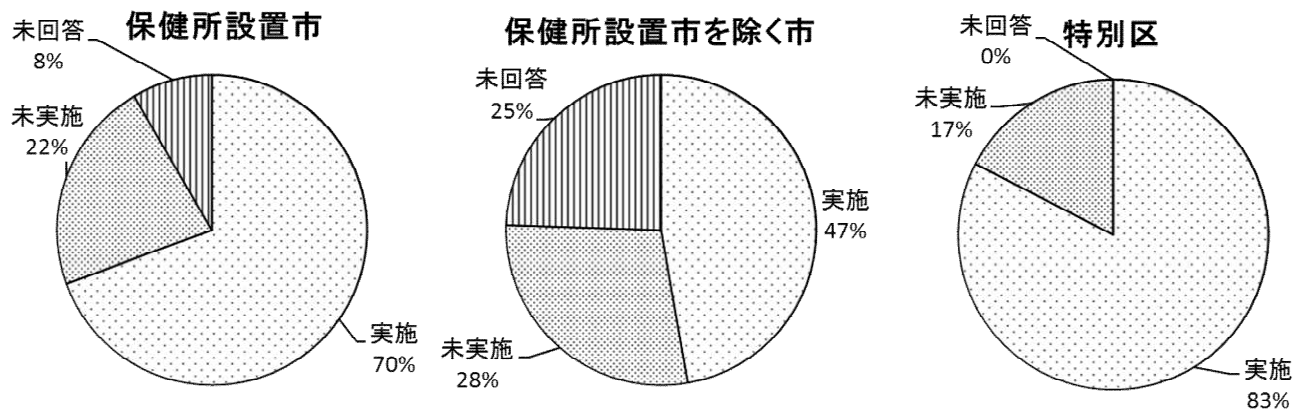
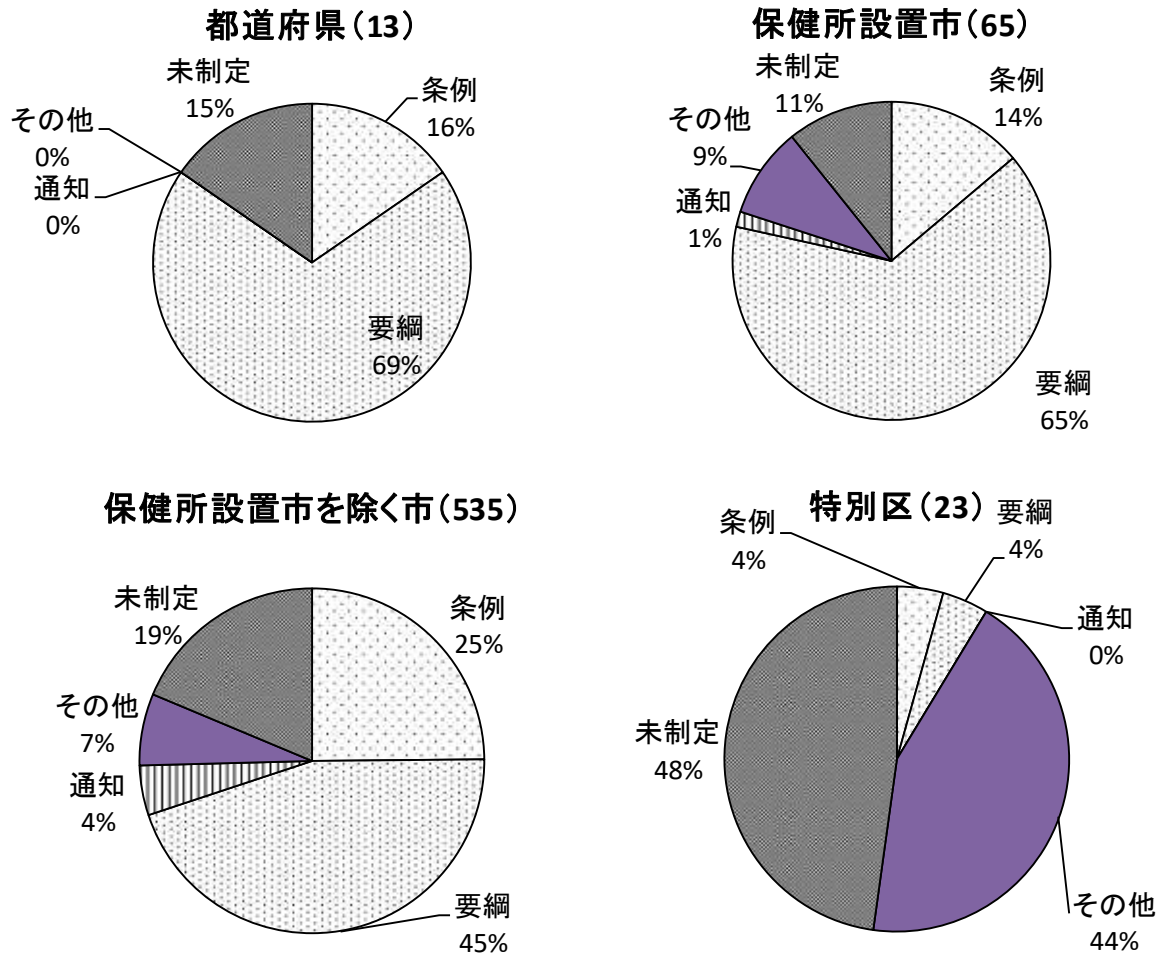


図1-2 衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報共有状況

○ 簡易専用水道の指導監督に関する規定の策定状況

簡易専用水道等の指導監督に関する規定策定状況を図1-3に示す。



注) 未回答分は除く、()は回答自治体数を示す。

図1-3 簡易専用水道等の指導監督に関する規定策定状況

## (2) 小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道については、都道府県等において条例、要綱等による受検指導等が実施されている。実施された検査の状況について、都道府県等より報告のあったものを表2-1、2-2に示す。また、小規模貯水槽水道に係る条例、要綱等の制定状況は表2-3、図2-1のとおりである。

表2-1 小規模貯水槽水道の設置状況及び検査実施状況

	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
検査対象施設数	905,758	861,707	845,345	840,170	829,524
検査実施施設数	26,789	26,714	27,281	26,304	27,677
受検率	3.0%	3.1%	3.2%	3.1%	3.3%

表2-2 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容の推移

		平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
検査指摘施設数		7,621	7,547	7,343	6,673	6,714
検査指摘率		28.4%	28.3%	26.9%	25.4%	24.3%
施設 の 外 観 検 査	水槽の周囲の状態	7.8%	9.4%	8.8%	10.8%	9.8%
	受水槽本体の状態	9.2%	9.3%	9.2%	8.8%	9.3%
	受水槽上部の状態	4.1%	4.1%	4.1%	4.0%	3.9%
	受水槽内部の状態	19.2%	16.9%	16.6%	11.0%	16.2%
	マンホールの状態	18.4%	20.9%	21.7%	20.6%	20.9%
	オーバーフロー管の状態	11.4%	11.2%	11.5%	9.6%	11.0%
	通気管の状態	8.6%	9.8%	9.7%	9.3%	9.6%
	水抜き管の状態	8.4%	9.8%	9.4%	8.9%	9.0%
	高置水槽本体の状態	6.4%	6.1%	5.3%	4.8%	4.1%
	高置水槽上部の状態	1.3%	1.4%	1.4%	1.6%	1.2%
	高置水槽内部の状態	7.3%	7.6%	5.7%	5.9%	5.4%
	マンホールの状態	12.8%	12.7%	11.6%	12.0%	10.7%
	オーバーフロー管の状態	5.6%	5.3%	4.9%	5.6%	4.0%
	通気管の状態	12.8%	9.7%	9.5%	10.1%	7.9%
水抜き管の状態	2.8%	4.8%	2.7%	2.5%	1.0%	
他	給水管等の状態	1.3%	1.2%	1.4%	1.3%	0.9%
水質 検 査	臭気	0.26%	1.71%	0.08%	0.00%	0.01%
	味	0.05%	0.39%	0.07%	0.01%	0.01%
	色	0.07%	1.75%	0.10%	0.03%	0.03%
	色度	0.2%	0.4%	0.2%	0.5%	0.4%
	濁度(濁りを含む)	0.1%	0.5%	0.1%	0.4%	0.4%
	残留塩素	3.1%	2.7%	2.1%	1.7%	1.5%
書類の整備保存の状況		40.1%	47.5%	50.3%	38.8%	32.8%

注) ・上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記 23 項目についての指摘を受けた施設である。

・検査項目別の指摘率は検査指摘施設数に対する割合(複数回答あり)



表2-3 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況（平成30年3月現在）

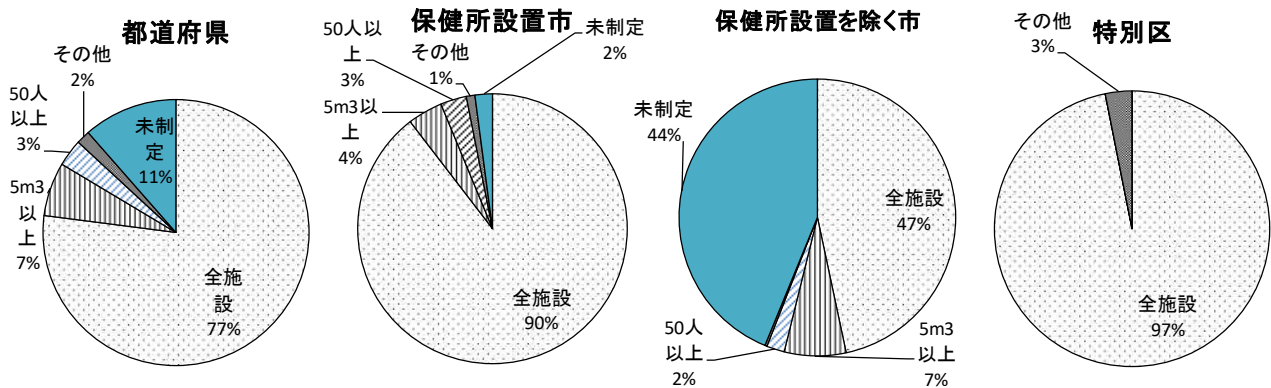
都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H15.1	全施設
青森県	要領	H26.4.1	5m3 超
岩手県	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5m3 超
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.12.1	全施設
	条例		全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3 超
	要領	H1.10.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3 超
栃木県	要領	H1.6.5	全施設
群馬県	要領	H23.2.25	受水槽 10m3 以下
埼玉県			
千葉県	条例	S55.3.29	50 人以上
東京都	条例	H14.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟県	要綱	H25.4.1	全施設
	要綱	H14.10.18	全施設
富山県	条例	H15.4.1	全施設
石川県	要領	H21.4.1	全施設
	その	H21.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H18.4.1	全施設
長野県	要綱	S61.8.29	全施設
岐阜県			
静岡県	(要		要綱等あり)
愛知県	要領	S55.4.16	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50 人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	要領	H24.4.1	全施設
奈良県			
和歌山県	要領	H19.7.20	全施設
	条例		全施設
鳥取県	その	H15.3.25	全施設
	条例	H17.3.31	全施設
	条例	H10.12.16	全施設
	条例	S45.7.1	全施設
島根県			
岡山県	要領	H15.4.1	全施設
広島県	要領	H24.4.1	全施設
	要領	H15.12.1	有効容量 10m3 以下
山口県	条例		全施設
	要綱		全施設
	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設
	条例		全施設
高知県	要領	H9.4.1	全施設
	要領	H3.1.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県			
長崎県			
熊本県			
大分県	要綱	S60.1.10	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設
沖縄県	要領	H29.4.1	10m3 以下

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
函館市	要綱	H15.1	全施設
小樽市	要領	H11.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	5m3 超
盛岡市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H15.4.1	全施設
仙台市	要綱	H12.4.1	5m3 以下
	条例	S50.7.1	5m3 超
秋田市	要領	H10.4.1	10m3 以下
郡山市	条例	H9.4.1	5m3 超
いわき市	条例	H11.4.1	5m3 超
	条例	S44.10.17	全施設
宇都宮市	要領	H1.6.5	全施設
	要綱	H20.5.20	全施設
前橋市	要領	H24.10.29	全施設
高崎市	条例	S36.4.1	全施設
さいたま市	条例	H13.5.1	全施設
	要領	H21.5.1	全施設
川崎市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.3.31	全施設
越谷市			
千葉市	要領	H12.6.1	全施設
	条例	H4.4.1	50 人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50 人以上
柏市	条例	H20.4.1	50 人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	その他	H19.4.1	全施設
	その他	H27.7.16	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H18.12.22	〃
川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.12.8	〃
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H19.4.1	全施設
横須賀市	条例	H8.10.1	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設
新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
富山市	条例	H17.4.1	全施設
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
	条例	H15.4.1	全施設
長野市	要綱	H11.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
豊橋市	その他	H14.12.19	10m3 未満
	要領	H24.4.1	全施設
豊田市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.2.12	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
四日市市	要領	H16.4.1	10m3 未満
大津市	条例	H14.12.20	全施設
	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設
豊中市	要領	H24.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
	条例	S42.2.1	全施設
高槻市	要領	H15.4.1	全施設
枚方市	要綱	H24.10.1	全施設
神戸市	要綱	H19.4.1	全施設
	要綱	H11.4.1	0m <sup>3</sup> <V≤10 m <sup>3</sup>
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
奈良市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山市			
岡山市	要領	H15.4.1	全施設
倉敷市	要領	H13.11.29	全施設
広島市	要領	H3.9.1	10m <sup>3</sup> 以下
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	H17.2.13	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
	条例	H24.12.24	V≤10
松山市	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H16.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市	要綱	H24.6.1	全施設
	要綱	H15.4.1	全施設
	条例	S44.4.1	全施設
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
	条例	S35.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	要領	S59.7.1	全施設
熊本市	要綱	H5.7.1	10m <sup>3</sup> 以下
大分市	要綱	H15.4.1	全施設
宮崎市	要領	H17.4.1	全施設
	要領	H15.4.1	10m <sup>3</sup> 以下
鹿児島市	条例		全施設
那覇市	条例	H9.12.26	全施設
	条例	H10.3.31	V≤10 m <sup>3</sup>
	要綱	H15.3.31	V≤10 m <sup>3</sup>

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.6.1	全施設
中央区	要綱	S59.7.1	全施設
港区	要綱	H9.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.16	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	H16.7.1	全施設
	要領	H16.7.1	-
墨田区	要綱	S60.4.1	全施設
江東区	要綱	S60.5.24	全施設
品川区	要綱	H21.4.1	全施設
	要領	H1.4.1	全施設
目黒区	要綱	S59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積 500m <sup>2</sup> 以上
	要領	S59.5.1	全施設
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.2.1	全施設
渋谷区	要綱	H5.6.1	全施設
	要領	H5.6.1	全施設
中野区	要綱	S61.11.1	全施設
杉並区	要綱	S59.6.1	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	H26.3.1	全施設
	要領	S60.5.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S59.6.1	全施設
	その他	S59.6.7	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	10m <sup>3</sup> 以下
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設

※保健所設置市に移行した八戸市、茅ヶ崎市、福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市については除いている。



注) 未制定は、未回答分も含んでいる。

図2-1 小規模貯水槽に係る条例・要綱等の制定状況

○ その他貯水槽水道の管理に係る集計結果

簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査において指摘された不適合の区分別割合を図2-2、2-3に示す。

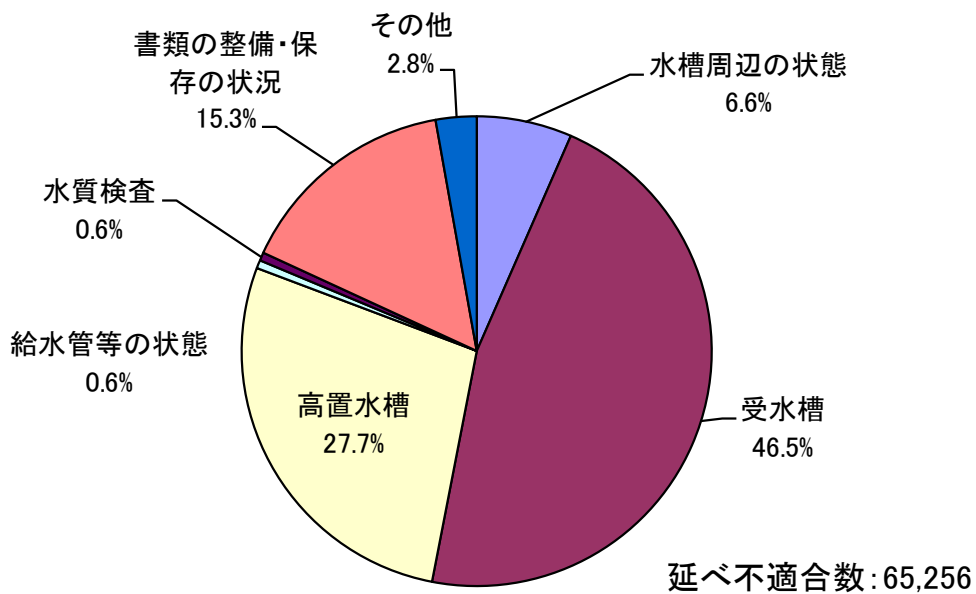


図2-2 簡易専用水道の不適合項目区分別割合(平成29年度)

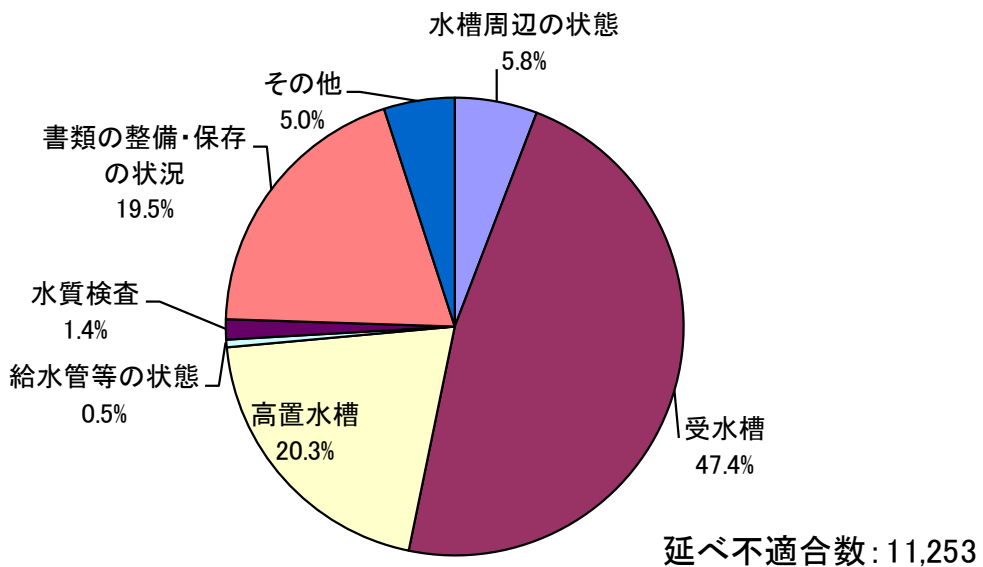


図2-3 小規模貯水槽水道の不適合項目区分別割合(平成29年度)

注)

- ・ 図2-2は表1-2、図2-3は表2-2に示す指摘件数を区分別に集計し、その総計に対する百分率である。
- ・ その他とは、地方公共団体の機関及び登録簡易専用水道検査機関が独自に規定した検査項目である。

## ○貯水槽水道の適正管理に係る取組み事例

### ①衛生行政担当部局と水道事業者との連携

衛生行政担当部局と水道事業者とで、定期的に協議会を開催し、簡易専用水道、小規模貯水槽の指導情報や施設数等の情報共有を行っている。

また、貯水槽水道設置者からの届出と水道局からの情報提供に基づき、台帳を作成している。さらに水道局から、給水開始・停止、設備改造、廃止などの詳細なデータを入手して、台帳の更新を行っていた。

### ②水道事業者による小規模貯水槽の点検・指導の実施

給水区域内にある全ての小規模貯水槽水道を対象に、水道事業者による点検・指導の実施について設置者に案内し、同意を得た上で、立ち会いのもとで点検・指導を実施している。同一年度内に衛生行政担当部局の指導と重複しないように調整している。

### ③条例・要綱等の整備

貯水槽水道に関する条例・要綱等を制定し、貯水槽水道設置者に、簡易専用水道の管理について厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けたときは、衛生行政担当部局に報告を求めたり、衛生上問題があるとして、その旨を報告するよう助言を受けたときは、直ちに報告するよう求めたりしている。

### ④施設設置者への啓発・指導

衛生行政担当部局が作成する貯水槽水道施設台帳と登録検査機関から受検報告を受けて、検査を実施していない施設を抽出し、電話・訪問による指導を実施している。

また、貯水槽水道設置者への啓発の為、年複数回の講習会を実施している。

### (3) 飲用井戸等に係る衛生管理状況

各水質基準項目の水質検査状況及び水質基準超過井戸の対応状況は、表3-1から3-6、図3-1から3-3のとおりである。また、飲用井戸等に係る条例、要綱等の制定状況は表3-7のとおりである。

#### ① 一般項目

表3-1 一般項目<sup>※1</sup>の水質検査状況(平成25～29年度)

	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
検査井戸数 <sup>※2</sup>	38,979	34,552	32,253	32,055	25,368
基準超過井戸数 (超過率 <sup>※3</sup> )	8,762 (22.5%)	7,143 (20.7%)	6,788 (21.0%)	6,257 (19.5%)	— <sup>※4</sup>
一般細菌	5,344 (13.7%)	3,960 (11.5%)	4,017 (12.5%)	3,964 (12.4%)	2,165 / 22,546
大腸菌	1,775 (4.6%)	1,670 (4.8%)	1,608 (5.0%)	1,658 (5.2%)	138 / 22,400
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	1,203 (3.1%)	941 (2.7%)	933 (2.9%)	770 (2.4%)	386 / 16,347
その他項目 <sup>※5</sup>	3,933 (10.1%)	4,535 (13.1%)	4,366 (13.5%)	4,226 (13.2%)	2,617 / 75,661

表3-2 一般項目の水質基準超過井戸の対応状況(平成25～29年度)

年度	対応状況 <sup>※6</sup>									
	専用井戸 <sup>※7</sup>					併用井戸 <sup>※7</sup>				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成25	37	551	109	301	998	692	281	36	34	1,043
平成26	49	700	99	253	1,101	392	88	22	69	571
平成27	11	170	68	300	549	336	83	11	68	498
平成28	12	180	32	330	554	283	79	14	50	426
平成29	13	212	26	163	414	213	60	14	29	316

注)

- ※1: 一般項目とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、その他項目(塩化物イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度及び濁度)をいう。
- ※2: 検査井戸数とは、原則として一般項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。
- ※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。
- ※4: 調査項目を見直したため、集計は行っていない。各調査項目の左欄に基準超過数、右欄に検査実施井戸数を計上している。
- ※5: その他項目の数値については各項目の合計値を計上している。
- ※6: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。
- ※7: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。
  - ・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

② トリクロロエチレン等項目

表3-3 トリクロロエチレン等<sup>※1</sup>の水質検査状況(平成 25~29 年度)

	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
検査井戸数 <sup>※2</sup>	6,347	4,914	4,457	4,534	3,937
基準超過井戸数(超過率 <sup>※3</sup> )	121 (1.9%)	104 (2.1%)	93 (2.1%)	117 (2.6%)	- <sup>※4</sup>
四塩化炭素	27 (0.4%)	27 (0.5%)	27 (0.6%)	3 (0.1%)	1 / 1,506
1,4-ジオキサン	6 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	4 (0.1%)	0 / 1,422
シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	13 (0.2%)	7 (0.1%)	6 (0.1%)	8 (0.2%)	6 / 1,522
ジクロロメタン	5 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 / 1,455
テトラクロロエチレン	76 (1.2%)	47 (1.0%)	53 (1.2%)	43 (0.9%)	60 / 2,705
トリクロロエチレン	52 (0.8%)	47 (1.0%)	31 (0.7%)	33 (0.7%)	17 / 2,692
ベンゼン	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	0 / 1,439

表3-4 トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況(平成 25~29 年度)

年 度	対 応 状 況 <sup>※5</sup>							
	専 用 井 戸 <sup>※5</sup>				併 用 井 戸 <sup>※6</sup>			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成 25	5	6	29	40	28	1	2	31
平成 26	3	2	38	43	23	2	2	27
平成 27	4	1	35	40	24	1	0	25
平成 28	2	1	27	30	26	2	0	28
平成 29	1	3	12	16	31	3	0	34

注)

※1: トリクロロエチレン等とは、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に規定する水道水質基準項目等のうち、四塩化炭素をはじめとする有機溶剤系物質項目である。

※2: 検査井戸数とは、原則としてトリクロロエチレン等のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: 調査項目を見直したため、集計は行っていない。各調査項目の左欄に基準超過数、右欄に検査実施井戸数を計上している。

※5: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※6: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

- ・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

③ その他水質基準項目

表3-5 その他項目<sup>※1</sup>の水質検査状況(平成25~29年度)

	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
検査井戸数 <sup>※2</sup>	20,966	18,491	16,473	18,016	12,234
基準超過井戸数(超過率 <sup>※3</sup> )	1,469 (7.0%)	1,313 (7.1%)	1,218 (7.4%)	1,436 (8.0%)	- <sup>※4</sup>
ヒ素	172 (0.8%)	236 (1.3%)	182 (1.1%)	202 (1.1%)	109 / 2,856
フッ素	268 (1.3%)	389 (2.1%)	365 (2.2%)	290 (1.6%)	231 / 3,297
水銀	17 (0.1%)	7 (0.0%)	6 (0.0%)	12 (0.1%)	7 / 1,987
六価クロム	2 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 / 226
その他水質基準項目 <sup>※5</sup>	1,319 (6.3%)	1,121 (6.1%)	1,013 (6.1%)	1,136 (6.3%)	594 / 24,075

表3-6 その他項目の水質基準超過井戸の対応状況(平成25~29年度)

年度	対応状況 <sup>※6</sup>					
	専用井戸 <sup>※7</sup>			併用井戸 <sup>※7</sup>		
	水道加入	その他 <sup>※8</sup>	計	飲用中止	その他 <sup>※8</sup>	計
平成25	7	239	246	135	8	143
平成26	2	247	249	45	14	59
平成27	1	122	123	27	23	50
平成28	2	140	142	79	11	90
平成29	1	45	46	80	5	85

注)

- ※1: その他項目とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目の内、①一般項目、②トリクロロエチレン等で調査した項目以外のヒ素、フッ素等の項目である。
- ※2: 検査井戸数とは、原則としてその他項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。
- ※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。
- ※4: 調査項目を見直したため、集計は行っていない。各調査項目の左欄に基準超過数、右欄に検査実施井戸数を計上している。
- ※5: その他水質基準項目とは、その他項目のうち、ヒ素、フッ素、水銀及び六価クロム以外の項目(鉄、マンガン、硬度等)である。数値については各項目の合計値を計上している。
- ※6: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。
- ※7: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。
- ※8: その他とは、浄水設備設置、水源変更、煮沸、飲用制限等の措置を指す。
  - ・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

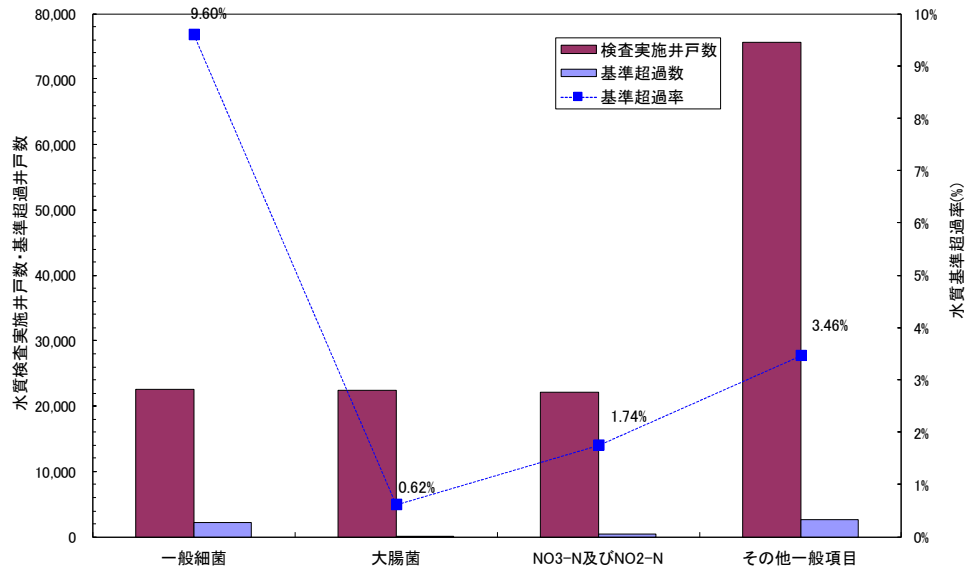


図3-1 飲用井戸等における項目別水質検査状況<一般項目>(平成29年度)

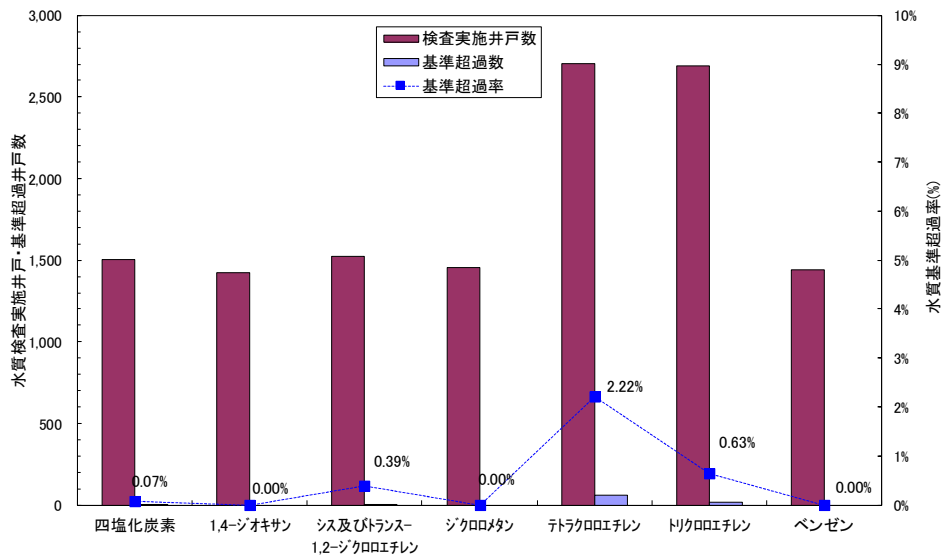


図3-2 飲用井戸等における項目別水質検査状況<TCE等>(平成29年度)

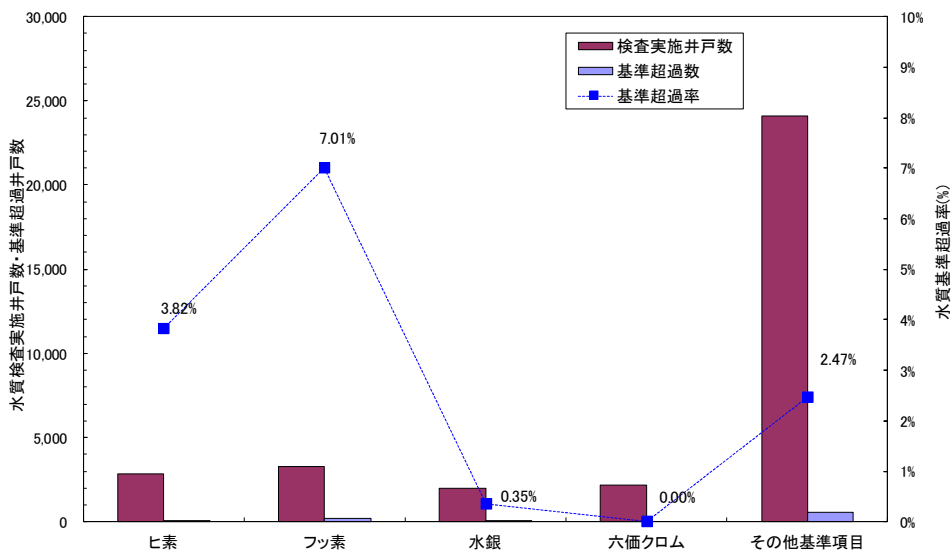


図3-3 飲用井戸等における項目別水質検査状況<その他項目>(平成29年度)



表3-7 飲用井戸等に係る条例・要綱等制定状況(平成30年3月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で30人以上100人以下
	要領	S62.8.21	全施設
岩手県	条例	S33.7.10	100人超過
	要領	H15.3.31	
宮城県	条例	S50.7.1	100人以下30人以上
秋田県	条例	S35.7.1	100人以下30人以上
	要領	S62.4.1	全施設
山形県	条例	S44.4.1	50人以上
	要領	H3.11.20	50人以下
福島県	条例	S54.10.1	50人超
	要領	H1.10.1	
茨城県	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅
栃木県	条例	S38.10.8	50人以上の施設、学校
	要領	H1.6.15	50人未満
群馬県	条例	H23.4.1	
埼玉県	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H19.10.23	全施設
新潟県	条例	S33.3.31	30人以上
富山県	要領	H14.4.22	全施設
石川県	要領	S63.4.1	
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	条例	H16.11.1	全施設
	要領	H14.12.4	全施設
長野県	要領	H4.12.21	全施設(旅館等を除く)
岐阜県	要綱	H13.4.1	全施設
愛知県	要領	S55.4.16	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	条例	S24.3.22	業務用井戸及び10世帯以上
	その他	H25.7.1	全施設
大阪府	条例	S33.10.13	50人以上または1日最大給水量7.5m <sup>3</sup> 以上のもの
	要領	S60.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m <sup>3</sup> 未満のもの
兵庫県	条例	S39.4.1	50人以上等
	要領	H25.4.1	
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	要領	H3.7.24	
島根県			
岡山県	要領	H1.4.1	
広島県	要領	H5.12.1	全施設
山口県	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.19	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	50人以上
高知県			
福岡県			
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上
長崎県			
熊本県	要領	H26.9.1	飲用井戸等
大分県	条例	S33.11.1	居住者50人以上100人以下
	要領	H16.4.1	全施設
宮崎県	要領	S62.4.1	全施設
鹿児島県	条例	H17.4.1	全施設
	要領	H27.4.1	全施設
沖縄県			

特別区	種類	施行日	対象施設
新宿区	要綱	S62.11.18	-
目黒区	要綱	S63.4.1	飲用水を供給する井戸等
北区	要綱	S63.6.1	全施設
足立区	要領	H17.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
函館市	要領	H1.5.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	全施設
八戸市	要領	H25.4.1	全施設
盛岡市	要領	H25.4.1	
仙台市	条例	S50.7.1	30人以上
	要綱	H12.4.1	30人未満
秋田市	条例	S35.3.30	30人以上
	要領	H10.4.1	30人未満

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
郡山市	条例	H9.4.1	50人超
いわき市	条例	H11.4.1	50人超
	要領	H12.4.1	50人以下
宇都宮市	条例	S38.11.1	50人以上
前橋市	条例	H21.4.1	30人以上
高崎市	条例	H23.4.1	30人以上
さいたま市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
川越市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
越谷市			
千葉市	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	要綱	H19.4.1	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H23.4.1	全施設
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
川崎市	条例	H7.3.20	
	要綱	S62.12.8	専ら一戸の住宅
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H27.4.1	全施設
横須賀市	条例	H8.10.1	全施設
	要領	H23.4.1	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
茅ヶ崎市	条例	H25.4.1	全施設
	要綱	H26.4.1	全施設
新潟市	条例	H12.4.1	水道水以外の水を利用する食品営業施設
富山市	要領	H26.8.22	水道法に基づく上水道、簡易水道、簡易専用水道、専用水道及び貯水槽水道を除き、建築物における衛生的環境の確保に関する法律その他飲用水の衛生に係る法令の適用を受けないもの
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
長野市	要綱	H16.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.4.1	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	
名古屋市	要綱	S52.1.1	受水タンクを有する建築物
豊橋市	要領	H12.4.1	簡易専用水道以外の貯水槽水道(特定建築物の設備を除く)
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
豊田市	その他	H16.2.12	全施設
四日市市	条例	S41.10.1	50人以上
大津市	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市			
堺市	条例	S33.10.13	50人以上
豊中市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H24.4.1	全施設
高槻市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H15.4.1	全施設
枚方市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H26.4.1	全施設
東大阪市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	S63.4.1	全施設
神戸市	条例	S39.4.1	50人以上
姫路市	条例	S39.4.1	50人以上
	その他	H17.4.1	全施設
尼崎市	条例	S39.4.1	50人以上
	要綱	H20.2.1	全施設
西宮市	条例	S39.4.1	50人以上
	要領	H25.4.1	50人未満
奈良市			
和歌山市			
岡山市	要領	H6.4.1	全施設
倉敷市			
広島市	要領	S62.4.1	50人以上又は10世帯以上
呉市			
福山市			
下関市			
高松市	要綱	H11.4.1	全施設
松山市	条例	S38.7.10	50人以上
	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H10.4.1	全施設
北九州市			
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
久留米市			
長崎市	要綱	H15.4.1	
佐世保市			
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	条例	S33.11.1	50人以上
	要領	H16.4.1	全施設
	要領	H25.4.1	全施設
宮崎市	要領	H17.4.1	
鹿児島市			
那覇市			